

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和6年12月17日（火） 午前10時00分～午前11時32分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 田崎あきひさ 委員 岡崎つよし 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	議 長 木村さゆり 委員外議員 山田けんたろう わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ 議長

2 議題

(1) 令和6年第4回長久手市議会定例会について

ア 議員提出議案について

- ・意見書案第4号ふるさと納税制度による住民税の減収分について普通交付税不交付団体への補填を求める意見書の提出について

(委員長) 意見書案について、この内容で議案として提出してよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 委員会付託省略としてよいか。

＜異議なし＞

イ 議事日程（第6号）について

＜事務局説明＞

- ・日程第1 諸般の報告
- ・日程第2 議案第65号から議案第74号まで（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- ・日程第3 意見書案第4号（上程、説明、議案質疑、討論採決）
- ・日程第4 議員派遣の件

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(2) 令和7年度の議会年間スケジュール調整について

(委員長) 令和7年度の年間会期日程案について、事務局から説明願う。

(事務局) 会期日程を組む基本的な法則として、「1回目の議会運営委員会から一般質問の通告受付までは5日から7日間空ける」「2回目の議会運営委員会と開会日の間は一、二日空ける」「本会議2日目の翌日は休会日とし、この休会日は土日祝日でもよい」「委員会・一般質問には予備日を設ける」「3回目の議会運営委員会と閉会日の間に休会日を1日挟む」という法則がある。既に決定している市長・議長等の公務の日程は避けた上で、「会期日程はできるだけ短くしてほしい」「例えば6月定例会であれば6月中に収めてほしい」「月末日は避けてほしい」「一般質問はできるだけ連続した3日間がよい」などの議員からの要望と、閉会日が月末に迫るほど議会だよりの編集作業スケジュールが厳しくなることへの対応を考慮し、できるだけ反映できるように努めたが、全てを反映することは難しいので御理解いただきたい。

まず、5月臨時会と6月定例会の日程案について説明する。5月臨時会は、案①が5月7日、案②が5月8日で、それぞれ翌日が予備日となっている。6月定例会は、案①が委員会の予備日を2日間とした案、案②が1日のみとした案である。6月の1週目に市長に公務が入っており、市長の出席する本会議や委員会を予定できないことから、案①の方は会期が長くなっており、他の要望もあまり反映できていない。

(委員長) 6月定例会は、案②の方がよいと思うがどうか。

<異議なし>

(委員長) 5月臨時会はどちらの案がよいか。

(山田委員) 議会運営委員会までは案①、臨時会当日及び予備日は案②の日程がよい。

(委員長) 山田委員の提案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 次に、9月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 案①は9月24日、案②は9月25日に閉会日を迎える案である。これより閉会日が後になると、議会だよりの編集スケジュールが非常に厳しくなる。案①は、一般質問が連続した3日間となっているが、開会日が8月の月末であり、案②は9月1日の開会であるが、一般質問3日間のうち3日目のみ、3連休を挟んだ週明けになっている。

(副委員長) 一般質問の3日間は連続している方がよいと思う。

(山田委員) 賛成である。

(委員長) 9月定例会は、案①としてよいか。

<異議なし>

(委員長) 次に、12月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 12月定例会は、人事院勧告に基づき、給与や期末勤勉手当の条例改正がある可能性がある。特に、12月1日を基準日とする期末勤勉手当の減額改正がある場合は、11月中に議決する必要があるため、両案とも11月中に開会する日程となっている。案①は、案②より1日早い11月25日に開会する日程案で、一

般質問が連続した3日間となっているが、案②は、一般質問の3日目のみ土日を挟んだ週明けになる日程案である。

(山田委員) 案①は12月15日、案②は12月16日と月半ばで閉会する日程となっているが、年末のため早めに閉会した方がよいというような理由があるのか。

(事務局) 開会日が11月25日または11月26日であり、「会期日程はできるだけ短くしてほしい」という要望を反映すると、おのずと閉会日も早くなる。年末のため閉会日を早く設定したわけではない。

(岡崎委員) 11月27日が休会日になっているのはなぜか。

(事務局) 案①の方は「本会議2日目の翌日は休会日とする」というルールがあること、案②の方は、この日に市長または副市長に公務が入る可能性があるとのことから、休会日とした。

(委員長) 一般質問が3日間連続しているので、12月定例会は案①としてよいか。

<異議なし>

(委員長) 次に、3月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 年度末は執行部が次年度の契約事務を行う必要があるので、予算決算委員会の日程を両案とも3月11日としている。案①は委員会の予備日を2日間、案②は1日のみとした日程案である。

(岡崎委員) 案②は、本会議2日目の翌日が休会日となっていないがよいのか。

(事務局) 本会議2日目の翌日の休会日は土日祝日でもよく、3回目の議会運営委員会と閉会日の間の休会日は平日とするルールである。

(副委員長) 案②がよい。

(委員長) 決算を審査する9月定例会の委員会も、予備日は1日みの日程案としたので、3月定例会も案②としてよいか。

<異議なし>

(野村委員) 総務くらし建設委員長を務めて2年目になるが、委員会が終わるとすぐ一般質問があり、一般質問が終わるとまたすぐ予算決算委員会がある。この間、委員長報告や分科会長報告を作成し、委員会審査や自分の一般質問の議会だよりの原稿も作成し、所管事務調査を実施すればそれも議会だよりの原稿作成が必要になる。委員長・副委員長は報酬に加算があるとはいえ、ものすごく厳しいスケジュールである。今回は意見のみとするが、あらためて議題としていただきたい。

(事務局) 9月定例会の3回目の議会運営委員会で、次年度の議会年間スケジュールを調整するに当たり意見があるかどうか確認をしており、そういう場で意見として出していただきたい。委員長・副委員長にとって非常に厳しいスケジュールとなっていることは当然事務局でも把握しているが、会期をできるだけ短くしてほしいという要望もある中で、どちらを優先してスケジュールを組むべきかは、事務局で判断できないところである。他の要望についても言えることだが、次回、令和8年度のスケジュール調整を始める前までには、議会運営委員会でしっかりと協議していただきたい。議会運営委員以外の議員の考え方も踏まえ

るためには、会派で話し合ってから委員会に臨むというような対応も必要かと思う。

<休憩：午前 10 時 48 分>

<再開：午前 11 時 00 分>

(3) 議会基本条例検証結果に基づく課題検討について

(委員長) 条例・解説文の改正の要否について、前回の続きから順番に確認していく。

【第 17 条（議会広報の充実）】

(委員長) 令和 6 年 11 月 25 日の委員会で、第 17 条第 4 項として広聴の内容を追加してはどうかという意見があった。ただ広聴の内容については、第 8 条第 4 項にも「議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会及び意見交換会を開催するものとする。」と規定し、解説文に「活動状況を広く市民に周知を図るとともに、市政に対する市民ニーズを的確に把握することを目的に意見交換会、市民アンケートなどを実施していきます。」という文章を追加することが決定している。第 8 条第 1 項では「積極的にその有する情報を発信し」という広報の内容が規定されているものの、具体的な方法などの記載がないことから、第 17 条に「議会だより」や「情報技術の活用」について改めて定めていると思うので、第 8 条に既に詳細な規定のある広聴の内容について、第 17 条にさらに規定する必要はないと考えるがどうか。

<異議なし>

(委員長) 第 17 条については、改正案のとおり第 1 項の条文を改正し、第 4 項として広聴の内容の追加はしないこととする。

【第 18 条（議員の政治倫理）】

(委員長) 条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

<異議なし>

(山田委員) 条例改正とは直接の関係はないが、SNS 等が発達してきており、誹謗中傷や根も葉もないうわさを立てられたりなど、いつ何どき被害に遭うか分からない時代である。もし被害に遭った場合は、名誉棄損等の法的な手続きをとることもあるかもしれないので、その際にどのような手順で進めるかという申合せを定める必要があると思う。令和 7 年 1 月 21 日の全議員研修では政治倫理に関することも含めて学ぶことになっており、研修の後からでもよいのでしっかりと検討すべき事項だと思う。

(ささせ委員)

同じく条例改正とは直接の関係はないが、市議会の皆が気持ちよく仕事をし、存分に力を発揮しながら市民のための議論を尽くすことができるよう、ハラスメント防止に関する指針や条例を定めてはどうかと思う。実際にそのような指針や条例を定める議会も増えてきている。

(委員長) 意見があった旨、委員全員の共有認識とする。

【第 19 条 (議員定数)】

【第 20 条 (議員報酬)】

(委員長) 条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

(副委員長) 第 20 条にも関連することであるが、第 19 条では、議員定数を改正する場合は「市民又は学識経験を有する者からの意見等により検討を行い」と規定されており、第 20 条では、議員報酬の改正に当たっては「市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い」と規定されている。「又は」は「どちらか片方」、「及び」は「両方」を意味する。検証会議ではこの違いについての議論はなかったようだが、第 20 条の議員報酬の改正についても、市民「又は」学識経験者のどちらかの意見等があればよいのではないか。

(野村委員) 「又は」か「及び」のどちらかに統一したほうがよい。どちらかといえば「及び」のほうが適切かと思う。

(副委員長) 「及び」だと両方という意味だが、学識経験者の意見は必ず必要なのか。市民の意見とのすみ分けはどのようにするのかなど、議論が必要になってくる。

「又は」のほうが、選択できるという点で弾力性のある条文になる。

条例を制定した時点で、意図があって違う文言を使用することとしたのか分からない。

(山田委員) 第 20 条に「及び」が使われているのは、議員報酬について審議する特別職報酬等審議会の委員に、学識経験者の他、一般公募の市民も含まれるからではないか。

(委員長) 自分も山田委員と同意見であり、第 19 条と第 20 条で違う文言になっているのには意図があると思う。

第 19 条、第 20 条ともに、改正なしとしてよいか。

<異議なし>

【第 21 条 (災害時の対応)】

(委員長) 改正文案のとおり、条文を改正することとしてよいか。

<異議なし>

【第 22 条 (見直し手続)】

(委員長) 条例・解説文ともに改正不要とされている。改正なしとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) これで全ての条の条文・解説文について、改正内容の検討が終了した。令和 7 年 3 月定例会での議案提出に向けて、事務局に準備を依頼する。

3 その他

(事務局) 常任委員会における討論の際、起立して行うか着座のままでよいかについて議員間の認識が違うので、整理したほうがよいと思う。

(委員長) 自分が常任委員会の委員長を務めていたときは、起立して行っていた記憶があるが、何かに規定されているか。

(事務局) 条例や申合せなどを確認したが、明文化されたものはない。

(副委員長) 自分も、討論は起立して行うものだという認識でいた。

(委員長) 常任委員会での討論は、起立して行うこととしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 予算決算委員会の分科会長報告についても、現在は着座で行っているが、起立して行ったほうがよいと思う。

(山田委員外議員)

当初予算や決算の議案がある定例会など、長いときだと30分くらいずっと立ったままで報告を読み続けることになるがよいか。

(事務局) 委員会はライブ配信をしており、議場で行う予算決算委員会のカメラは、着座した状態の発言者をズームして捉えるように設定している。起立すると頭の部分が見切れるほどではないと思うが、体格によっても違うかもしれないので、確認が必要である。

(委員長) ライブ配信の映像に影響が出るということなので、討論は起立、分科会長報告は着座で行うこととする。

(事務局) 討論は起立にて行うことに決定したが、委員会室では起立するとマイクとの距離が遠くなるため、配信する音声不明瞭にならないよう、顔の向きや声の大きさ、場合によってはマイクを手を持つなど、留意していただきたい。

(委員長) 次回は令和7年2月6日(木)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。